

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第14号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分課等)</p> <p>第3条 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 県土整備部</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>都市計画課</u></p> <p>キ～ケ 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(総務部各課の分掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法務私学課</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>訴訟事務の総括</u>に関すること。</p> <p>オ～タ 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(産業労働部各課の分掌事務)</p> <p>第13条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 産業政策課</p>	<p>(分課等)</p> <p>第3条 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 県土整備部</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>まちづくり課</u></p> <p>キ～ケ 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(総務部各課の分掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法務私学課</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 訴訟事務に関すること。</p> <p>オ～タ 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(産業労働部各課の分掌事務)</p> <p>第13条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 産業政策課</p>

改正前	改正後
<p>ア～サ 略</p> <p>シ <u>佐賀県地域産業支援センター</u>に関すること。</p> <p>ス・セ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(県土整備部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第15条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>都市計画課</u></p> <p>ア～ク 略</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(部の主管課等)</p> <p>第18条 部の総括的事務並びに部内各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、各部の課等のうちから部の主管課等を次のように定める。</p> <p>(1) 政策部 部の分掌事務に係る政策の調整を推進する第23条第2項に規定する<u>政策調整監(乙)</u>(当該職が置かれていない場合は、<u>県の政策の調整を総括する第22条第2項に規定する政策調整監(甲)</u>)のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(現地機関の所管)</p> <p>第20条 別表の右欄に掲げる現地機関は、それぞれ同表の左欄に掲げる部の所管に属するものとする。</p>	<p>ア～サ 略</p> <p>シ <u>佐賀県産業イノベーションセンター</u>に関すること。</p> <p>ス・セ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(県土整備部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第15条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>まちづくり課</u></p> <p>ア～ク 略</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(部の主管課等)</p> <p>第18条 部の総括的事務並びに部内各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、各部の課等のうちから部の主管課等を次のように定める。</p> <p>(1) 政策部 部の分掌事務に係る政策の調整を推進する第23条第2項に規定する<u>政策調整監</u>のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(現地機関の所管)</p> <p>第20条 別表の右欄に掲げる現地機関は、それぞれ同表の左欄に掲げる部又は<u>局</u>の所管に属するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>第22条 略</p> <p>2 政策部に政策総括監、<u>政策調整監（県の政策又は企画の調整を総括する職をいう。以下「政策調整監（甲）」という。）</u>及びさがデザイン総括監を、総務部に税政総括監を、産業労働部に企業立地総括監を置くことができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 <u>政策調整監（甲）は、上司の命を受けて、政策及び企画の調整に関する事務を掌理する。</u></p> <p>8～12 略</p> <p>第23条 略</p> <p>2 政策部及び総務部に<u>政策調整監（部の分掌事務に係る政策及び企画の調整を推進する職をいう。以下「政策調整監（乙）」という。）</u>を、政策部に調整監を置くことができる。</p> <p>3～7 略</p> <p>8 <u>政策調整監（乙）は、上司の命を受けて、部の分掌事務に係る政策及び企画の調整に関する事務を掌理する。</u></p> <p>9～16 略</p> <p>第24条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>副監査監は、上司の命を受けて、社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事務を整理す</u></p>	<p>第22条 略</p> <p>2 政策部に政策総括監及びさがデザイン総括監を、総務部に税政総括監を、産業労働部に企業立地総括監を置くことができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>7～11 略</p> <p>第23条 略</p> <p>2 政策部及び総務部に<u>政策調整監</u>を、政策部に<u>さがデザイン推進監及び調整監</u>を置くことができる。</p> <p>3～7 略</p> <p>8 <u>政策調整監</u>は、上司の命を受けて、部の分掌事務に係る政策及び企画の調整に関する事務を掌理する。</p> <p>9 <u>さがデザイン推進監は、上司の命を受けて、さがデザイン施策の推進に関して政策部長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>10～17 略</p> <p>第24条 略</p> <p>2 <u>課、センター及び室に企画主幹を置くことができる。</u></p> <p>3～7 略</p> <p>8 <u>企画主幹は、上司の命を受けて、課長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>9 <u>副監査監は、上司の命を受けて、社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事務の一部を</u></p>

改正前	改正後								
<p>る。</p> <p>8 副技術監は、上司の命を受けて、課及び入札・検査センターの分掌事務の一部を整理する。</p> <p>9 副検査監は、上司の命を受けて、工事の検査及び工事の管理指導に関する事務を整理する。</p> <p>第27条 地域交流部文化・スポーツ交流局に、文化・スポーツ交流局長及び推進監を補佐するため、参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>第27条の2 政策部に、政策部長、政策総括監、<u>政策調整監（甲）</u>、<u>さがデザイン総括監、政策調整監（乙）</u>及び調整監を補佐するため、<u>政策調整監（部の分掌事務に係る政策及び企画の調整の一部を推進する職をいう。以下「政策調整監（丙）」という。）</u>、<u>さがデザイン推進監</u>、参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職（<u>さがデザイン推進監を除く。</u>）は、上司の命を受けて次に掲げる事務を処理するものとし、<u>政策調整監（丙）</u>は、その事務を掌理する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 <u>さがデザイン推進監は、上司の命を受けて、さがデザイン施策の推進に関する事務の一部を掌理する。</u></p>	<p><u>掌理する。</u></p> <p>10 副技術監は、上司の命を受けて、課及び入札・検査センターの分掌事務のうち、<u>課長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>11 副検査監は、上司の命を受けて、工事の検査及び工事の管理指導に関する事務の一部を掌理する。</p> <p>第27条 地域交流部文化・スポーツ交流局に、文化・スポーツ交流局長及び推進監を補佐するため、参事、技術監、副課長、<u>企画主幹</u>、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>第27条の2 政策部に、政策部長、政策総括監、<u>さがデザイン総括監、政策調整監、さがデザイン推進監</u>及び調整監を補佐するため、参事、技術監、副課長、<u>企画主幹</u>、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職は、上司の命を受けて、<u>次に掲げる事務を処理する。</u></p> <p>(1)～(8) 略</p>								
<p>別表（第20条関係）</p> <table border="1" data-bbox="235 1204 1097 1380"> <thead> <tr> <th>所管する部</th> <th>現地機関の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策部</td> <td>略 消防学校 <u>防災航空センター</u></td> </tr> </tbody> </table>	所管する部	現地機関の名称	政策部	略 消防学校 <u>防災航空センター</u>	<p>別表（第20条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1160 1204 2027 1380"> <thead> <tr> <th>所管する部</th> <th>現地機関の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策部</td> <td>略 消防学校</td> </tr> </tbody> </table>	所管する部	現地機関の名称	政策部	略 消防学校
所管する部	現地機関の名称								
政策部	略 消防学校 <u>防災航空センター</u>								
所管する部	現地機関の名称								
政策部	略 消防学校								

改正前		改正後	
		危機管理・報道局	防災航空センター
総務部	略	総務部	略
略		略	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部改正)
- 佐賀県屋外広告物条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第69号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(屋外広告業者登録簿の閲覧)</p> <p>第9条の2 条例第17条の4第1項の屋外広告業者登録簿は、県土整備部都市計画課において一般の閲覧に供する。</p> <p>2 略</p> <p>(屋外広告業者監督処分簿の閲覧)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 条例第17条の15第1項の屋外広告業者監督処分簿は、県土整備部都市計画課において一般の閲覧に供する。</p> <p>3 略</p>	<p>(屋外広告業者登録簿の閲覧)</p> <p>第9条の2 条例第17条の4第1項の屋外広告業者登録簿は、県土整備部まちづくり課において一般の閲覧に供する。</p> <p>2 略</p> <p>(屋外広告業者監督処分簿の閲覧)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 条例第17条の15第1項の屋外広告業者監督処分簿は、県土整備部まちづくり課において一般の閲覧に供する。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県公有財産規則の一部改正)

- 佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ</p>

改正前	改正後
<p>れ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第23条第2項に規定する<u>政策調整監(乙)</u>(当該職が置かれていない場合は、当該職が推進すべき事務を総括する組織規則第22条第2項に規定する政策調整監(甲))のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定する推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育委員会事務局の課、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第7号に規定するかいをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>れ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第23条第2項に規定する<u>政策調整監</u>のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定する推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育委員会事務局の課、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第7号に規定するかいをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>

(佐賀県開発登録簿閲覧規則の一部改正)

4 佐賀県開発登録簿閲覧規則(昭和46年佐賀県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(開発登録簿閲覧所の設置場所)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、開発行為の規模が1万平方メートル以上のもの又は佐賀県開発審査会の議を経た開発行為に係る登録簿の閲覧所は、佐賀県県土整備部都市計画課内に置く。</p>	<p>(開発登録簿閲覧所の設置場所)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、開発行為の規模が1万平方メートル以上のもの又は佐賀県開発審査会の議を経た開発行為に係る登録簿の閲覧所は、佐賀県県土整備部<u>まちづくり課</u>内に置く。</p>

(佐賀県財務規則の一部改正)

5 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、組織規則第23条第2項に規定する<u>政策調整監(乙)</u>(当該職が置かれていない場合は、<u>当該職が推進すべき事務を総括する組織規則第22条第2項に規定する政策調整監(甲)</u>)のうちから知事が指定する職員(この号及び次号において単に「政策調整監」という。)及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに組織規則第23条第3項に規定する推進監(以下「推進監」という。)及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項、第27条第1項及び第27条の2第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、消防保安室長、私立中高・専修学校支援室長、行政経営室長、デジタルイノベーション室長、移住支援室長、文化財保護室長、競技力向上推進室長、交通事故防止特別対策室長、就労支援室長、医療人材政策室長、がん撲滅特別対策室長、DX・スタートアップ推進室長、コスメティック構</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、組織規則第23条第2項に規定する政策調整監のうちから知事が指定する職員(この号及び次号において単に「政策調整監」という。)及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに組織規則第23条第3項に規定する推進監(以下「推進監」という。)及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項、第27条第1項及び第27条の2第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、消防保安室長、私立中高・専修学校支援室長、行政経営室長、デジタルイノベーション室長、移住支援室長、文化財保護室長、競技力向上推進室長、交通事故防止特別対策室長、就労支援室長、医療人材政策室長、がん撲滅特別対策室長、DX・スタートアップ推進室長、コスメティック構</p>

改正前	改正後
<p>想推進室長、施設整備室長、城原川ダム等対策室長、特別支援教育室長、生徒支援室長並びに人権・同和教育室長をいう。</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>(13) 配当 知事が本庁等の各課の長及びかいの長（博物館、九州陶磁文化館、名護屋城博物館及び佐賀城本丸歴史館にあっては、常勤の館長又は統括副館長をいう。以下同じ。）に対し、当該本庁等の各課の長及びかいの長が執行することができる歳出予算の限度額を指示することをいう。</p> <p>(14)～(20) 略</p>	<p>想推進室長、施設整備室長、城原川ダム等対策室長、特別支援教育室長、<u>プロジェクトE推進室長</u>、生徒支援室長並びに人権・同和教育室長をいう。</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>(13) 配当 知事が本庁等の各課の長及びかいの長（博物館、九州陶磁文化館、名護屋城博物館及び佐賀城本丸歴史館にあっては常勤の館長又は統括副館長、<u>療育支援センターにあっては専任の所長又は統括副所長</u>をいう。以下同じ。）に対し、当該本庁等の各課の長及びかいの長が執行することができる歳出予算の限度額を指示することをいう。</p> <p>(14)～(20) 略</p>